

児童養護施設入所乳児生活支援事業

<目的等>

○乳児院機能の必要性

本市域には、乳児院がなく、乳児の一時保護及び入所は府内及び府外の乳児院に措置をしている。乳児の家族再統合に向けては、施設が近いほど、保護者は乳児と面会をしやすい。副次的効果として、里親委託推進が図れ、乳児棟から里親への措置変更がしやすくなる。また、乳児のショートステイの預け先が確保される。

○都道府県推進計画（平成26年度策定）

乳児については、里親等への委託をさらに推進するとともに、複数の児童養護施設が設置する乳児ホームへの入所措置を行う。

○堺市における社会的養護についての懇話会の意見

既存の児童養護施設にて0・1歳児の受入れ機能を確保
新たな乳児のショートステイ先、一時保護先の確保を検討

<内容>

乳児を養育する場合、最低基準として看護師の数は、乳児1.6人につき看護師1人以上必要（3人の乳児を受け入れた場合、最低2人の看護師が必要）

↓

現在、看護師1人を配置することに伴う措置費の加算制度有
（1か所の施設で加算は1人分）

↓

このため、本市において看護師1人分の人件費を補填